

第6期
芽室町障がい者福祉計画

第2期
芽室町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

【令和5年度進行管理資料】

■ 第6期芽室町障がい者福祉計画・第2期芽室町障がい児福祉計画の概要

1. 基本目標

「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2. 基本施策

『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』に掲げる4つの基本施策を推進します。

1 早期発見及び早期支援

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育くむよう努めます。

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域支援の強化
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援の強化

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めます。

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備
- (4) 農福連携の拡充

3 生活支援の充実

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努めます。

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策の充実

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努めます。

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

■ 第6期芽室町障害者福祉計画・第2期芽室町障がい児福祉計画の進捗状況

基本施策

1. 早期発見及び早期支援

(1) 専門的な支援の充実

発達支援を要する児童への、専門的な支援体制の整備・充実を図ります。

番号	項目	内容
1	発達支援センターの充実	発達支援を要する児童へ児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業を行い、かつ通所児童だけでなく広くアセスメントや相談支援・訪問支援を行う、発達支援の地域の中核として機能する施設運営を充実させます。また、学童期から就労体験できるキャリア教育への支援体制を整備します。
進捗状況		発達支援センター利用者数 R3年度 85名、R4年度 79名、R5年度（5月末時点）73名。また、小学生以上を対象とした仕事体験を R3年度 2回、R4年度 9回実施した。R5年度 9回実施を予定している。
2	重症心身障がい児*の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討	重症心身障がい児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重症心身障がい児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
進捗状況		対象者3名が重症心身障がい児通所施設（町外施設）の利用等により、集団の場を確保している。
3	医療的ケア児への支援	日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援体制を構築します。また、ニーズの多様化を踏まえ芽室町自立支援協議会の中で、医療的ケア児への支援や課題について、協議する仕組みを継続します。
進捗状況		保護者、関係機関との情報共有を行いながら、対象児が通う対象期間へ委託により看護師を派遣し、医療的ケアを実施した。 対応件数 R3：1件、R4：1件、R5：0件

(2) 相談支援体制の充実

町内にある相談支援事業所に相談することで、身近な支援体制を図ります。

番号	項目	内容
1	相談支援体制の充実	福祉サービス提供や内容に関する情報を整備し、専門職を活用しながら、様々な相談ニーズに応じます。身近な相談窓口の体制整備に向けて取り組みを行います。
進捗状況		<p>町内において、新規に開所した2か所の児童デイサービスについての情報提供を積極的に行い、子どもや保護者がより良い選択ができるよう対応した。また、民間相談支援事業所と月1回会議の場を設定し、情報共有やサービスの調整を実施した。</p> <p>地域コーディネーターや保健師などの専門職が複数で対応することで、きめ細やかなケースワークを推進。</p> <p>町による対象児童の対応件数。</p> <p>R3：141件、R4：99件、R5：89件（見込み）</p> <p>民間事業者への委託件数</p> <p>委託件数 R3：5件、R4：5件、R5：10件</p>

(3) 地域支援の推進

発達支援を要する児童が、普段通う場所で適切な支援が得られるための事業を推進します。

番号	項目	内容
1	保育所等訪問支援事業の推進	児童が所属する機関を巡回支援したり、所属機関において療育サービスを提供することで集団への適応を支援します。地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
進捗状況		<p>保育所等訪問支援事業 R3年度2件（11時間）、R4年度1件（2時間）、R5年度（5月末時点）1件（1時間）。コロナ禍で、訪問による支援・連携が難しくなったため、非対面（電話等）による連携に重点を置いた。</p>
2	人材育成の充実	ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保し、ペアレントメンター等による支援体制の強化を図ります。
進捗状況		<p>ペアレントトレーニングは、有効なほめ方、指示の</p>

	<p>出し方などのペアレントプログラムを設定し、効果的な子どもの関わりができるよう支援を行った。</p> <p>ペアレントトレーニング実施延回数 R3：39回、R4：25回、R5：17回（見込み）</p> <p>ペアレントメンターは、令和4年度に新規で3名の登録があり、令和5年7月現在 18名の登録となっている。令和5年度のペアレントメンター養成講座では、講師を招き、ペアレントメンターの役割等を学んだ。相談ニーズのある保護者に対応し、支援において大きな役割を果たしている。</p> <p>ペアレントメンター登録 18名（R5. 7現在）</p>
--	---

（4）特別支援教育の充実

発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や児童の実態把握と共通理解の形成、または教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実させます。
進捗状況		令和3年度に「就学先決定シート」を策定し、個別支援計画を活用しながら、各機関が実施する教育相談や見学対応を統括し、本人・保護者の意向を最大限尊重した合意形成へ至ることができるよう推進した。令和4年度に保育と教育の架け橋を創るカンファレンスを年間3回から2回へ改編した。幼稚園・保育所からの就学相談では、これまであまり相談のなかった医療的ケアや登下校の移動に関する課題が散見され、令和5年度には関係3課で対応協議するなど、課をまたいだ支援体制構築を推進した。
2	学習上の支援	学習に特異な困難を抱える子どもに対して、内外の専門家を活用し、見通しと根拠のある学習支援がなされる体制を構築します。

進捗状況	芽室町読み書き支援スクリーニングガイドラインに沿って事業を実施し、校内支援委員会を中核とした支援を推進した。発達支援センターがニーズに応じ年長時にひらがな文字検査を実施し、学校を含めた発見後のより詳細なアセスメントについて、発達心理相談員が新規検査（WAVES）導入した。令和5年度において、事業の継続を町立小中学校特別支援教育コーディネーターと協議を行った。	
3	地域コーディネーターの複数配置	一貫性と継続性のある支援がなされるよう必要なマンパワーを確保します。
進捗状況	<p>発達に支援を要する児童生徒の相談では、虐待や困窮、福祉制度利用等と重視する相談が多く、家庭や日中過ごす機関だけでなく、療育や放課後・福祉制度利用や児童相談所との連携などトータルコーディネートを推進した。</p> <p>また不登校や医療的ケア、登下校等移動に係る相談では課をまたいで構成する協議の庶務を担い、支援体制を構築した。</p>	

2. 就労支援体制の強化

(1) 就労支援体制の強化

関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ると共に、実習機会を確保することにより、障がいのある人の就労に対する意欲の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就労支援体制の充実	自立支援協議会就労支援部会の体制について再度検討し、就労支援事業所、商工業業者が集まり、各部門での課題を発掘し、その解決策を検討します。
進捗状況		就労支援部会を随時開催している。令和5年度は、町外の就労移行支援事業所、養護学校、相談支援事業所と集まり、町内在住の障がい者への支援について意見交換を行った。一般就労に向けて、運転免許取得の課題などについて話し合うことができた（6月末現在）。

2	実習機会の確保	芽室町障がい者職場実習支援事業等を再構築し、就労支援事業所を利用している障がい者が、様々な就労を体験することができる機会を創設します。また、町が障がいのある人を採用し、一般就労に向けた支援を行います。
進捗状況		職場実習者（R3：13名、R4：12名、R5：19名）、就労体験者（R3：8名、R4：2名、R5：受付中）に対して、役場業務の体験実習を実施した。令和3年度には、就労BからA型への移行者1名、一般就労した方が1名いる。令和4年度には、町内企業での実習に挑戦しており、令和5年6月には新たな地域おこし協力隊員が採用となり、実習生に対して随時個別面談等を実施している（6月末現在）。

（2）福祉的就労の充実

一般就労へ繋げる福祉的就労の場の更なる充実を図ると共に、福祉的就労事業所への支援を行います。

番号	項目	内容
1	NPO 法人や福祉的就労事業所との連携整備	福祉的就労事業所などと就労における課題を共有し、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。
進捗状況		令和3年度には、通勤サポート実施のためにニーズ調査も含め、芽室町内の企業19社に訪問を行った。令和4年度より通勤サポートを実施している。高等支援学校3年生が卒業後の就職に向けて実習を行うため、通勤サポートのスポット利用の希望にて調整している。令和5年度は、利用者の費用負担等について協議を進めていく。
2	福祉的就労事業所への支援	「芽室町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁舎内における授産製品販売等の支援を行います。
進捗状況		令和3年度には、「ばあばの昼ごはん」「アットホームりすどん」が来所し、お弁当やパン販売を実施している。また、令和3年度から5年度にかけて、町内事業所を対象に、子どもセンターなどの草刈り作業や給食センターの作業委託を行っている。

（3）一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

NPO 法人などと連携し、一般就労への定着促進を図ると共に、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。

番号	項目	内容
1	一般就労定着支援の促進	一般就労定着支援を実施するNPO法人などとの連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、障がい者雇用の手順や雇用後のノウハウ等の一般定着支援を促進します。
	進捗状況	就業・生活支援センターと連携し、障がい者就労先の新規開拓に努めている。令和4年度は、町内企業へ一般就労した方たちに対し、きめ細やかな定着支援を行っている。障がい者就労支援業務委託に係る情報交換をNPO法人と行っている。芽室町職場実習生について、就業・生活支援センター等と情報交換を行いながら、雇用を希望する町内企業と連携していく。
2	各種助成制度の周知	一般就労定着支援を実施するNPO法人やハローワーク、商工業団体等との連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障がい者雇用を促進します。
	進捗状況	令和3年度、工業労政係、障がい福祉係及び就労定着、通勤サポートの業務を委託しているNPO法人の3者で、町内企業19社へ訪問した。通勤サポートの説明を行い、法定雇用率達成のための支援について検討することができた。令和4年度には、町内企業で新たな実習先の開拓を行うことができ、令和5年6月に地域おこし協力隊が着任し、芽室町ハローワークとも連携を模索している（6月末現在）。
3	障がい者雇用の理解促進	企業等を対象にした説明会の開催、企業訪問での情報交換などの実施により、障がい者雇用の現状や課題を把握し、企業等の障がい者雇用に対する関心と理解を深めます。
	進捗状況	令和3年度は、19社への企業訪問で障がい者雇用の現状、課題の把握に努めた。令和4年度芽室町障がい者雇用セミナーを開催した。令和5年度は、帯広市自立支援協議会に出席し、障がい者雇用の現状や課題把握に努めた。
4	働く障がい者の通勤支援	通勤サポートの仕組みを構築します。一般就労した障がい者が安心して働き続けられるように、単なる足の確保だけでなく、人間関係や職場環境の相談や悩みを事前に察知できるように取り組みます。
	進捗状況	令和3年度に、就労定着、通勤サポートの業務を委託しているNPO法人と連携し、ニーズ調査、運転手の確保、運行ルートの承認を行った。令和4年度から、実際に一般就労される方に対して、通勤サポートの提供を行い、令和5年度も引き続き支援している。養護学校等からのスポット

	利用の依頼等もあり、随時調整を行っている。
--	-----------------------

(4) 農福連携の拡充

就労支援事業所を利用している障がい者等を対象に、農業を体験する機会を作り、農福連携の拡充を図ります。

番号	項目	内容
1	農業者、農業協同組合、福祉的就労事業所との連携整備	芽室町自立支援協議会に「農福連携部会」を設置し、農業者、農業協同組合、福祉的就労事業所間で情報共有を行い、農福連携の拡充を推進します。
	進捗状況	<p>令和3年度自立支援協議会にて「農福連携部会」を開催し、生産者5人とJAめむろ関係者、福祉的就労事業所施設長、芽室町役場農林課、障がい福祉係が出席して、現状や課題について情報共有を行った。その中で、新たにアスパラの作業を依頼することや作業工賃についての話し合いもを行い、令和4年度より取り組みを行っている。</p> <p>令和5年度になり、障がい福祉サービス事業所に対して新たにごぼうの選別や袋詰め等の作業が加わっており、農福連携部会の定期開催を行う予定である（6月末現在）。</p>

3. 生活支援

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け自立した生活を営むことができるよう支援します。

番号	項目	内容
1	訪問系サービスの充実	居宅で食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護などのサービス提供事業所との連携を図り、居宅での生活を支援します。
進捗状況		町内の居宅介護サービス提供事業所が対応できない場合、町外のサービス事業所利用について相談支援事業所と連携してサービスが導入できるよう調整した。また、重度訪問介護利用希望者に対して、支給基準を超える利用申請があった場合に、速やかに西十勝障がい支援区分認定審査会に協議を行い、希望サービスが利用できるように調整し、居宅生活継続の支援を行った。
2	日中活動系サービスの充実	日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練などのサービス提供事業所との連携を図り、日中の活動を支援します。 また、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。
進捗状況		町内の地域活動支援センターのみならず、町外の地域活動支援センターの利用を希望する方に対して、他市町村と契約を締結し利用ができるように充実を図った。
3	一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。
進捗状況		町外の日中一時支援事業所を利用したいという要望があった場合に、速やかに町外事業所と委託契約を締結し、希望したサービスが提供できるように調整し、家族の負担軽減に繋げた。
4	訪問入浴サービスの実施	居宅での入浴が困難な障がいのある人に、訪問により浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図ります。

進捗状況		在宅で寝たきりの状態である方からの申請に対して、委託先訪問入浴サービス事業所と調整を行い、速やかにサービスが提供できるようにした。
5	日常生活用具等の支援の充実	日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具や補装具の給付を行います。補装具給付の対象とならない軽度難聴児の、補聴器の購入費等の一部を助成します。
進捗状況		令和3年度購入1件、修理1件。令和4年度購入1件、修理1件を軽度難聴児に対して、補聴器の購入、修理の費用等の一部を助成している。
6	各種福祉手当の周知	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、手続きに関して適切な情報提供を行います。
進捗状況		制度に準じて実施した。
7	各種助成制度等の周知・助成	税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について適切な情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。
進捗状況		交通費助成について、事業所等に対して案内を行った。
8	医療給付・助成制度の実施	特定の障がいを除去・軽減するための医療に対する自立支援医療（更生医療・精神障害者通院医療等）の制度周知や適正な運用を図ると共に、重度心身障害者医療費助成制度の実施により経済的負担を軽減します。
進捗状況		令和5年4月より、高校生の医療費無償化に伴い重度心身障害者医療費補助制度に関する条例改正を行い、対象者に対して新たに受給者証の発行を行った。

(2) 居住系サービスの充実

障がいのある人の状況に応じた生活の場を確保するため、町内の居住系サービスの充実等を図ります。

番号	項目	内容
1	グループホームの充実	障がいのある人やその家族の高齢化などの状況や「親亡き後」を見据え、居住系サービス提供事業所との連携を図り、新築または既存建物の活用も視野に入れ、民間活力によるグループホームの整備に努めます。

進捗状況		令和5年8月に、町内に新たに女性専用のグループホーム（12名）が開設予定となっている。今後も新たに建設予定がある状況となっている。
2	住宅改造費助成の実施	在宅生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。
進捗状況		令和3年度2件、令和4年、令和5年度の実績はなし。
3	生活体験住宅の整備・運営	生活体験ができる住宅を整備、運営に努めます。地域生活移行を推進するため、相談支援事業所の地域定着支援や自立生活援助を活用し、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援体制を構築します。
進捗状況		令和3年度3人、令和4年度4人であるが、同じ方の複数回利用が多かった。生活体験としての利用希望だけでなく集いの場としての利用も行っている。一般就労した方の集まりの場として、就労定着、通勤サポートの業務を委託しているNPO法人と連携して、餅つきの行事などを開催している。令和5年6月に地域おこし協力隊が着任し、体験住宅の運営管理にあたっている（6月末現在）。

（3）相談支援体制の充実

障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要のため、相談支援体制の充実を図ります。また、必要な情報をわかりやすく入手できる情報提供に努めます。

番号	項目	内容
1	計画相談支援の充実	芽室町相談支援事業所において、障害福祉サービス等の利用にかかるサービス等利用計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。また、相談支援事業の一部を民間事業所に委託し、ネットワークの強化を図り、芽室町相談支援の体制整備に努めます。
進捗状況		令和3年度から町内の相談支援事業所に業務の委託を行っている。年度を通じて相談支援部会を開催し、就労アセスメント等に係る勉強会や現在の相談体制を把握し、課題の抽出に努めている。
2	基幹相談支援センターの設置についての協議・検討	民間相談支援事業所の体制整備に努め、状況を勘案しながら基幹相談支援センターの設置について、協議、検討を進めていきます。

進捗状況		令和3年度から、相談支援部会にて設置について検討を行った。令和4年度には先進地視察等を行い、基幹相談支援センターについて具体的な構想を練ることができた。令和5年には、重層的相談支援体制についても協議し、内部で基幹相談支援センターの設置に向けて確認を行っている。
3	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくり	障がいのある人やその家族の高齢化や障がいの重度化を踏まえ、生活の場の確保、緊急時の受入れ体制の整備、医療ニーズへの対応、介護保険サービスと障害福祉サービスとの有機的な連携等、地域の体制をつくります。
進捗状況		町内の障がい福祉サービス事業所を対象とし、各事業所の概要や取り組み状況の共有、生活支援に関する意見交換を行っている。令和4年度には、芽室町地域包括支援センター主催の「ケアマネネットワーク会議」令和5年度には「地域ケア会議」に出席し、情報交換を行った。
4	情報提供体制の充実	必要な情報をわかりやすく入手できるよう、インターネットなどの活用や、障がいの特性に配慮した情報提供に努めると共に、窓口で対応する職員の資質向上に努めます。
進捗状況		随時必要な情報についてホームページを修正して対応し、フェイスブック等による発信を行った。令和4年度に、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、意思疎通支援として「コミュニケーションボード」の設置を町内のコンビニ業者と連携して取り組んでいる。また、新規採用職員に対して、障がい福祉に関する研修会を開催しており、障がい者差別解消法についてなどの学びを深め、資質向上に努めている。
5	専門的人材の養成	サービス等利用計画を作成する職員の専門性を高めるため、相談支援従事者の養成研修に計画的に参加します。また、障がい支援区分認定調査員研修に参加し、利用者に適切なサービスが提供されるよう努めます。
進捗状況		障がい支援区分認定調査員研修に障がい福祉係より2名が参加している。令和4年度は、相談支援専門員現任研修に1名参加している。令和5年度は、新たな相談支援専門員の養成のため相談支援専門員初任者研修に申し込みを行う。

6	自立支援協議会の実施	ひきこもりも含む相談内容の多様化等に対応するため、庁舎内の各担当係や各関係機関との連携を図り、情報共有や支援体制の調整に努めます。また、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱える様々な課題を分かち合い、その課題解決に向けた協議の場を設置します。
進捗状況		相談支援部会（R3：6回、R4：6回、R5：1回）ひきこもり支援部会（R3：6回、R4：6回、R5：2回）をそれぞれ開催している。また、帯広市の自立支援協議会にも出席している。

（4）権利擁護の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、権利擁護支援体制の整備に努めます。

番号	項目	内容
1	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の普及や市民後見人の養成・活動支援により、成年後見制度の利用を促進します。
進捗状況		成年後見普及啓発業務を委託している社会福祉協議会で、成年後見制度に関する講演会を開催している。令和4年度に市民後見人養成研修を開催し、新たに9名の方が受講されている。
2	日常生活自立支援事業の利用促進	福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援し、判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
進捗状況		金銭管理等が困難な事例が発生した場合に、社会福祉協議会に相談を行い、日常生活自立支援事業が利用できるように調整を行っている。また、日常生活自立支援事業のパンフレットを用意して、相談支援事業所等を通じて普及啓発に取り組んでいる。
3	障がい者虐待防止の体制整備	障害者虐待防止法の趣旨や内容について、広報誌等を利用し普及・啓発に努めると共に、相談や通報等の窓口を周知し、早期対応による安全の確保に努めます。

進捗状況		障がい者虐待に係る通報は、R3年1件、R4年1件、R5年1件となっている。いずれも虐待認定には至らなかったが、精神障がいに起因するケースなどがあり、保健推進係に引き継いで経過観察を行うなどの対応をしている。
4	行政サービス等における合理的配慮の推進	代読・代筆・筆談などそれぞれの来訪者に合わせた窓口での適切な対応や、障がい特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。 また、障害者差別解消法に基づく芽室町の「職員対応マニュアル」の内容充実や研修等の実施により、町職員の障がいや難病についての理解を深め、障がいのある人に対する合理的配慮の推進に努めます。
進捗状況		聴覚障がいの方と手話通訳者と打ち合わせを行い、窓口での筆談方法についてなど確認を行った。新規採用職員に対して、障害者差別解消法に基づく「職員対応マニュアル」の説明を行い、窓口を対応する職員が障がい特性に配慮した情報提供が行えるように努めた。
5	障がいを理由とする差別解消のための啓発	障がいのある人が、そのことを理由に差別を受けることがないように、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」に書かれている理念や内容について、広報誌などによる周知、講座や講演会等の開催により、障がいのある人やその保護者、町民に対して広く普及・啓発に努めます。
進捗状況		ヘルプマークについて、広報誌での情報発信を行った。令和4年度は「コミュニケーションボード」についても啓発を行い、聴覚障がいを抱える方の支援についても情報共有を行った。

(5) 地域での安全安心の確保

災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。

番号	項目	内容
1	個別避難プランの作成推進	災害時要援護者台帳*への登録を促すと共に、登録者の個別避難プランの作成を推進し、災害時に即対応できるような仕組みづくりを推進します。

進捗状況		避難行動要支援者のうち、聴覚障がいの方の避難支援計画（個別計画）の作成について、担当係との調整を行った。
2	災害時の安全確保	関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の指定を進めます。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や、障がい特性により集団生活が困難な人の避難場所の確保など、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
進捗状況		町内社会福祉法人が整備するグループホームおよび短期入所施設に福祉避難所の機能を兼ね備えるため、法人と担当係において協定の調整を行っている。

（6）疾病の予防と早期発見

障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

番号	項目	内容
1	健診の重要性の普及啓発、受診勧奨	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
進捗状況		障がい福祉サービス事業所利用者に対し「巡回ドック」（1月開催）の時期に合わせて、受診勧奨を実施した。令和5年度も担当係と連携し案内を送付する。
2	健診を受けやすい健診体制・環境づくり	障がいのある人が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。
進捗状況		障がい福祉サービス事業所利用者に対し、保健福祉センターを会場とした健診の受診勧奨を実施する。希望者には日中一時支援事業を活用し、通所職員が受診時の同行支援を行い、安心して受診できる体制整備を行う。また、聴覚障がいの方が受けやすい体制を作るため、手話通訳派遣制度を用いて子どもの歯科受診などに対して、通訳者の派遣を行った。

(7) ユニバーサルデザイン*の推進

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの推進を図ります。

番号	項目	内容
1	道路施設等の環境整備	案内標識、交通安全施設の充実やバリアフリー*化の観点に基づく整備等により、障がいのある人や高齢者、子ども達にやさしい道路・歩道整備に配慮します。
進捗状況		歩道から役場庁舎内に入入りするまでの間に点字ブロックを設置し、視覚障がいの方の安全に配慮している。
2	公共施設のユニバーサルデザイン化	障がいの有無にかかわらず、様々な人が利用する公共施設は新築や改築計画のあるものなど、可能なものからユニバーサルデザイン化を進めます。
進捗状況		令和5年7月1日より、芽室町温水プール、芽室町トレーニングセンターをリニューアルオープンし、幼児プール等を設置し、協議目的から健康増進、小さいお子様も活用できる多くのニーズを満たせる施設となっている。

4. 支援を広げるための施策

(1) 理解と交流の促進

障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や、障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実を図ります。

番号	項目	内容
1	障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方、「障害者週間」（12月3～9日）などについて、広報誌等を活用し広く周知を図り、町民の理解と障がいに関する意識の向上を目指します。 また、既に実施されている合理的配慮の事例等について、広報誌等を活用した周知、障がいのある人やその保護者、企業等を対象とした講座や、町民を対象とした講演会を開催し、障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」の理念の普及・啓発に努めます。
進捗状況		町のフェイスブックを用いて、障がい者週間についての啓発を行った。また、企業に対して就労定着・通勤サポートの業務を委託している NPO 法人と連携して障がい者雇用に向けた講演会を実施し、合理的配慮についても理念の普及・啓発に努めた。
2	住民意識調査の実施	「まちづくりアンケート」等を活用し、障がいに関する住民意識を把握します。
進捗状況		「まちづくりに関する住民意識調査」の中に、障がいに関する設問を2項目設定し、住民意識を把握した。
3	障がいのある人との交流の促進	町内福祉事業所の協力により、事業所視察、作業体験などの交流の機会を充実します。また、障がいのある人との交流を深めるイベントとして、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」及び「ふれあい雪中運動会」の開催を支援します。
進捗状況		イベント運営費の一部を補助金として支出した。パン工房「リスどん」に、月2回役場庁舎に来庁いただき、パン販売を行ってもらった。役場庁舎以外にも、介護保険サービス事業所等にも販売の場を拡大できるように調整を行い、健常者との交流の機会の充実に取り組みを行った。

4	障がいに関するシンボルマークの普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとした様々なシンボルマークや表示について、正しい理解と普及に努めます。
進捗状況		庁舎内など耳マーク等を置き、普及啓発に努めた。また、広報誌において、ヘルプマークの紹介を行い、正しい理解と普及に努めた。

(2) 町民活動等への支援

当事者団体や家族会などの活動の周知・支援を行います。

番号	項目	内容
1	身体障害者福祉協会芽室分会の活動支援	会員相互の協力、親睦等を通じて障がい者福祉の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		身体障害者福祉協会芽室分会の結成に伴い、活動内容の確認等を行った。
2	どんぐり会の活動支援	会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		運営費の一部を補助金として支出した。
3	ことばを育てる親の会の活動支援	発達に支援が必要な子をもつ親の研修を行う本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		ことばを育てる親の会は解散したが、発達支援センターが保護者支援として場の提供や相談対応など継続して実施した。
4	広報活動の充実	各種団体等の活動内容や活動状況について、パンフレットの作成や広報誌・ホームページ等の活用により、広く町民へ周知し、活動の活性化を図ります。
進捗状況		手話通訳者と連携して、町広報誌において活動内容について報告を行った。